

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也
岩手県医療局長 大 槻 英 毅

岩 手 県 規 則 第 1 号
岩手県医療局管理規程

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程

医師支援推進室規則（平成18年 ^{岩 手 県 規 則} 第 1 号）の一部を次のように改正する。
_{岩手県医療局管理規程}

改正前	改正後
	<u>(特命参事)</u>
	<u>第6条 医師支援推進室には、必要に応じて、特命参事を置くものとする。</u>
	<u>2 特命参事は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。</u>
(医師支援推進担当課長)	(医師支援推進担当課長)
<u>第6条</u> [略]	<u>第7条</u> [略]
(主任主査)	(主任主査)
<u>第7条</u> [略]	<u>第8条</u> [略]
(主査)	(主査)
<u>第8条</u> [略]	<u>第9条</u> [略]
(主査行政専門員)	(主査行政専門員)
<u>第9条</u> [略]	<u>第10条</u> [略]
(主任及び主任行政専門員)	(主任及び主任行政専門員)
<u>第10条</u> [略]	<u>第11条</u> [略]
(副主幹及び技術副主幹)	(副主幹及び技術副主幹)
<u>第11条</u> [略]	<u>第12条</u> [略]
(主事及び行政専門員)	(主事及び行政専門員)
<u>第12条</u> [略]	<u>第13条</u> [略]
(代決)	(代決)
<u>第13条</u> [略]	<u>第14条</u> [略]
(専決)	(専決)
<u>第14条</u> [略]	<u>第15条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則・規程は、平成31年4月1日から施行する。